議案第１１９号

三次市コミュニティセンター設置及び管理条例及び三次市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和８年１１月２７日

三次市長　福　岡　誠　志

三次市コミュニティセンター設置及び管理条例及び三次市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

（三次市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正）

第１条　三次市コミュニティセンター設置及び管理条例（平成１７年三次市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第１１条第２項中「別表第２」の次に「及び別表第３」を加える。

別表第１中

「

安田コミュニティセンター	三次市吉舎町安田１７２１番地１

」を

「

安田コミュニティセンター	三次市吉舎町安田１７４１番地１

」に

改める。

別表第２の次に次の１表を加える。

別表第３（第１１条関係）

区分	１時間当たりの利用料金
体育館	アマチュアスポーツ　５２０円 アマチュアスポーツ以外　１，２５０円
多目的グラウンド	５２０円 照明　１，０４０円

備考

１　利用者が市外居住者の場合は、利用料金の２倍の額とする。

２　利用者が営利目的の場合は、利用料金の３倍の額とする。ただし、当該利用者が市外居住者の場合は、利用料金の５倍の額とする。

３　小学校児童及び中学校生徒が利用する場合は、利用料金を徴収しない。

（三次市体育施設設置及び管理条例の一部改正）

第２条　三次市体育施設設置及び管理条例（平成１６年三次市条例第１２８号）の一部を次のように改正する。

別表第１旧安田小学校屋外運動場夜間照明施設の項を削る。

別表第３中

「

甲奴中学校屋外運動場
旧安田小学校屋外運動場
旧八幡小学校屋外運動場

」を

「

甲奴中学校屋外運動場
旧八幡小学校屋外運動場

」に改める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。